

平成21年度 福井県公共工事入札監視委員会審議状況報告

福井県公共工事入札監視委員会要領第5の規定により、平成21年度の審議状況について下記のとおり報告します。

平成22年3月31日

福井県知事様

福井県公共工事入札監視委員会

記

1 開催状況

《第1回》

- (1) 日時 平成21年6月1日(月) 13:30~15:30
- (2) 場所 県庁6階 大会議室
- (3) 出席委員 荒井委員、川崎委員、藤井委員、薬袋委員
 - ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
 - ア 地域再生基盤強化交付金事業(港整備交付金)20-4(小浜土木事務所発注)
 - イ 平成20年度かんがい排水事業(一般型・県営)足羽川頭首工地区第31号工事
(福井農林総合事務所発注)
 - ウ 福井県震度情報ネットワークシステム再整備工事(危機対策・防災課発注)
 - エ 地方道路交付金工事(道路改良)20-2工事(福井土木事務所発注)
 - オ (県単)道路維持修繕工事(ゼロ県債)(奥越土木事務所発注)
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について

《第2回》

- (1) 日時 平成21年9月2日(水) 9:30~12:00
- (2) 場所 県庁7階 特別会議室
- (3) 出席委員 荒井委員、川崎委員、下中委員、藤井委員、薬袋委員
 - ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・最低制限価格制度・低入札価格調査制度の改正について
 - ・抽出事案審議
 - ア 美方高校普通教棟耐震補強建築工事(営繕課発注)
 - イ (県単)道路防災対策工事(馬返しトンネル)(奥越土木事務所発注)
 - ウ 河内川ダム建設工事(社会特会)付替県道7工区21-2(河内川ダム建設事務所発注)
 - エ 第60回全国植樹祭式典会場整備工事(県産材活用課発注)
 - オ 海岸環境整備事業駐車場21-1(越前漁港事務所発注)
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について

《第3回》

- (1) 日時 平成22年1月14日(木) 13:30~15:30
- (2) 場所 県庁6階 大会議室
- (3) 出席委員 荒井委員、川崎委員、下中委員、藤井委員

(4) 議 題

- ・入札および契約に係る制度の運用について
- ・談合その他の不正行為に関する事項について
- ・総合評価落札方式の実施状況について
- ・抽出事案審議
 - ア 街路事業（交通連携推進）街路事業（受託）合併工事（丹南土木事務所発注）
 - イ 港湾改修（地方）工事その1工事（福井港湾事務所発注）
 - ウ 県営住宅町屋団地26号館外壁等改修工事（建築住宅課発注）
 - エ 平成21年度経営体育成基盤整備事業（ほ場）第3号工事（嶺南振興局農村整備部発注）
 - オ かんがい排水事業（一般型・県営）三方地区第1号工事（嶺南振興局二州農林部発注）

《第4回》

(1) 日 時 平成22年3月23日（火）13:30～15:30

(2) 場 所 県庁2階 中会議室

(3) 出席委員 荒井委員、川崎委員、下中委員、藤井委員

(4) 議 題

- ・入札および契約に係る制度の運用について
- ・抽出事案審議
 - ア 大津呂ダム建設工事（取水設備工事）（小浜土木事務所発注）
 - イ 三方五湖生物生息環境再生工事その2（敦賀土木事務所発注）
 - ウ （起債）港湾機能施設整備工事その40（敦賀港湾事務所発注）
 - エ 平成21年度農業水利施設保全対策事業福井3期地区第1号工事（奥越農林総合事務所発注）
 - オ 警察本部科学捜査研究所クリーンルーム拡充工事（警察本部発注）
- ・談合その他の不正行為に関する事項について
- ・平成22年度からの公共工事入札制度の改正について

2 主な質疑および説明

(1) 入札制度全般

Q 平成21年1月から3月までの期間に通常指名競争入札があったが、一般競争入札として実施しなかった理由は何か。（第1回 エ）

A 平成20年4月以降、原則は一般競争入札で実施するとしているが、維持修繕や災害復旧関係で緊急な施工を行う必要があるものについては、例外的に指名競争入札を行うことができるとしている。

また、平成20年度2月補正予算に計上された工事について、補正予算成立後、早急に入札を実施し年度内に契約を締結する必要があり、入札手続期間の短縮と、地域業者の受注機会の確保・拡大という点から、通常指名競争入札として実施した。

Q 民事再生中であっても入札に参加することは可能か。（第3回 ア）

A 民事再生となると入札参加停止措置をとるが、裁判所から民事再生手続開始決定が出された後に再審査の申出があった場合は、入札参加資格の再審査を行い、資格を付与することができる。

Q 入札参加資格として、作業船を保有していることを要件としているが、リースの場合は、リース業者との仮契約書でも入札参加を認めるのか。（第4回 イ）

A 落札者となることを条件として作業船のリースを確約する内容である仮契約書であれば認める。

(2) 総合評価落札方式関係

Q 設計額が五千万円以上であるが、総合評価落札方式を実施していない工事がある。総合評価落札方式の対象工事はどのように定めているか。（第4回 ウ）

A 福井県建設工事総合評価落札方式実施要領の中で、技術的工夫の余地がある工事のうち総合評価落札方式による入札の執行が適当であると認めたものを対象とすると定めている。

Q 総合評価落札方式を実施した場合は、全ての業者について総合評価を行うのか。(第2回 イ)

A 入札価格の最も低い業者(最低制限価格等を下回る失格業者を除く。)を基準とし、当該業者の技術評価点を入札価格で割った評価値を上回る可能性のある業者について総合評価を行う。また、上記にかかわらず、評価値の高い上位3者は、総合評価を行う。

Q 総合評価落札方式で加点評価した技術提案等の内容は、どのように履行させるのか。

(第3回)(第4回 ア)

A 総合評価落札方式において加点評価された業者が落札した場合は、工事請負契約書の特約事項として、契約書に明記し、履行されなかった場合はペナルティを課すこととなる。

Q 総合評価落札方式で県産品を評価するが、県産品とはどのようなものを想定しているか。(第3回)

A 土木工事の場合、主なものとして生コンクリート、砂利、アスファルト、コンクリートの2次製品である側溝などのブロックがある。

Q 総合評価落札方式における評価項目の一つに地域性があるが、地域性などを評価することで、県内企業の落札率は増加したか。(第3回)

A 地元発注率(金額ベース)は、20年度89.3%に対し、21年度(10月末現在)96.7%と上昇している。

Q 総合評価落札方式で評価した技術評価点の評価項目ごとの内訳は公表しているか。(第3回 エ)

A 技術評価点の合計点数は入札情報サービスシステム(インターネット)で公表している。評価項目ごとの評価点数は、技術上のノウハウ等を含むため、公表していない。

(3) 低入札関係

Q 低入札価格調査はどのような工事に適用するか。(第3回 イ)

A 低入札価格調査は予定価格が2億円を超える工事に係る入札に適用することとしている。

Q 2億円以下の工事についての低入札対策はどうか。(第1回)

A 2億円以下の工事は、最低制限価格制度の対象としている。

Q 低入札価格調査を行っているが、調査基準価格はどのように決めているか。(第3回 ア)

A 低入札価格調査制度実施要領に定めた調査基準価格の算定式に基づき設定している。

Q 低入札価格調査は、どのような内容を重点的に調査するか。(第1回 ア)

A 県で作成した設計内容と、調査対象業者が見積もった工事費内訳書との価格差の大きい工種や項目を中心に、低価格で実施できる理由、品質および安全の確保、下請への無理なしを寄せがないかを重点的に調査する。

Q 調査基準価格を下回った業者は全て調査の対象とするか。(第1回 ア)

A 評価値が高い者から3者を同時に調査する。

(4) その他

Q 談合の疑いがあると認められたものについて、どのような対応を行ったか。(第3回)

A 談合情報を得て、入札参加業者に対する事情聴取、誓約書の徴収および工事費内訳書の点検を実施した。工事費内訳書の点検の結果、適正な入札の執行が困難と判断し、開札を中止した。

Q 開札を中止した工事は再度入札を行ったか。(第3回)

A 開札を中止した工事は3件であったが、3件を2件の工事として改めて設計し、また、入札参加業者の対象地域を一部の地域から福井県全域に拡大するなど、入札参加条件を変更して入札を実施した。

3 検討を要する事項

- ・総合評価落札方式を行う設計業務委託について、今後、入札監視委員会の審議対象とすることを検討すること。(第4回)